

鳥 取 県 議 会  
令和 7 年 6 月 定例会  
(令和 7 年 6 月 30 日)

議案第 18 号「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」に対する附帯意見

青少年の容貌の画像情報を悪用した児童ポルノ等による被害を防ぐための実効的な措置を条例上規定することは、本県の青少年を被害者にも加害者にもさせず、青少年の健全な育成環境形成のため、必要なものであり、特に迅速な被害者救済は喫緊の課題である。

その上で、以下の点に留意し運用すること。

- 1 条例に基づく行政処分に当たっては、その判断基準について客観性と透明性を確保し、公平・公正に対応できる仕組みを設けるとともに、被害を受けた青少年に対して、迅速に実効性のある権利侵害の防止に努めること。
- 2 インターネット上に公開された有害情報について、加害者への廃棄・削除命令にとどまらず、拡散防止に努めるとともに、被害相談・救済体制の充実を図るなど、最大限被害を受けた青少年及びその家族に寄り添った対応を行うこと。
- 3 国に対し、法で規制される児童ポルノについて、生成 A I 等により作成されたものも対象になることを明確化し、厳正な取締りを行うよう、引き続き、強く働きかけること。